

取り扱わないもの

これらのものは、施設での受入・処理はできませんので、次の方法で処理してください

- ① 購入店や施工業者に処理を依頼する。
- ② お住まいの町役場の廃棄物担当課で処理方法等を確認し、処理する。

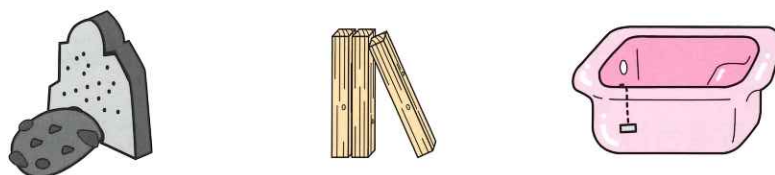
- ・危険物……………ガスボンベ、廃油（食用油を除く）、火薬、塗料、シンナー、劇毒物・農薬及びその空容器、注射針などの医療用器具（在宅医療用器具は除く）など



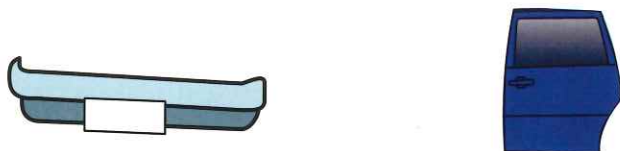
- ・土砂類……………土、石、砂、焼却灰（燃えがら）など



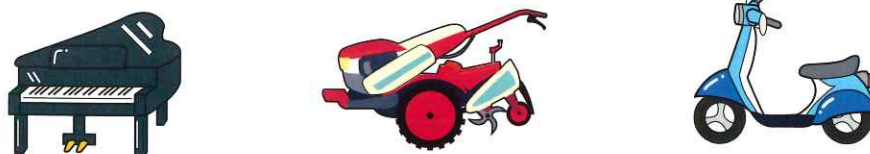
- ・建築廃材………コンクリート、石こうボード、木くず（柱など）、壁紙、屋根材、サイディングボード、グラスウール、浴槽、温水器、便器、浄化槽など



- ・自動車部品… 車両と一体の部品（バンパー、ドア、マフラーなど）
※チャイルドシート、キャリアなどは受け入れできます。



- ・その他……………ピアノ、農業用機械、農業用ビニール、バイク、産業廃棄物、その他処理が困難なもの



※産業廃棄物については、公益社団法人栃木県産業資源循環協会（028-612-8016）にお問い合わせください。